

那珂川町ファミリー・サポート・センター事業案内

1. 事業の目的と組織

この事業は、子育て中の人や働く人たちの家庭を地域で支援し、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくることを目的としています。

子育てに関する支援活動を行いたい人「まかせて会員」と、子育てに関する支援をしてほしい人「おねがい会員」からなる登録制の組織です。

おねがい会員----- 町内にお住まいまたは勤務されていて、1歳から小学校6年生までの子どもをお持ちの方
そのほか、子育てに関する支援が必要と認められる方

まかせて会員----- 町内にお住まいで、子育てに熱意がある方

2. 事務局

《子育て支援センター わかあゆ》に事務局があります。職員が以下のことについて対応します。

- ①入退会時の助言・相談に関すること
- ②支援活動の調整に関すること
- ③支援活動等に必要な知識を習得するための講習会の実施に関すること

3. 入会と退会の手続き

支援活動を行いたい方、支援を受けたい方は、事前に会員登録が必要です。

入会手続き---- 『入会申込書』《兼会員登録票》と「写真2枚」を事務局へ提出していただきますと、後日『会員証』を交付します。

退会手続き---- 『退会届出書』を提出し、『会員証』を返還願います。

4. 会員の心得

会員に登録した方は、次の事項を遵守してください。

- ①那珂川町ファミリー・サポート・センター事業の目的を理解し、事業案内の各事項を守って活動及び利用をしてください。
- ②支援活動の依頼及び活動は、事務局を通して行ってください。
- ③「おねがい会員」は申込内容以外の支援を要求してはいけません。
- ④支援活動により知り得た他人の家庭の事情等について、第三者に漏らしたり、プライバシーを侵害してはいけません。退会後も同様です。
- ⑤支援活動中に生じたトラブルについては、会員間で解決するのが原則です。

- ⑥子どもの宿泊を伴う支援活動は行うことができません。
- ⑦支援活動中に事故が発生したときは、速やかに事務局に連絡してください。
- ⑧会員証を他人に貸してはいけません。
- ⑨会員登録内容に変更が生じたとき、会員証を紛失したときは、直ちに事務局へ申し出てください。

5. 支援できる内容

支援活動の内容は、子育てに関する支援を必要とする、1歳から小学校6年生までの「おねがい会員」の子どもを対象とする活動で、次のとおりとします。

- ①保護者の病気、冠婚葬祭、休日、急な就労時等の子どもの保育
- ②保育施設等への子どもの送迎や、保育施設開園前・閉園後の子どもの保育
- ③放課後、または放課後児童クラブ終了後の子どもの保育
- ④その他子育て支援活動として認められた内容

(注) 原則として、支援活動は「まかせて会員」の家庭及び指定の場所で行うこととします。

6. 支援が必要になったら

- ①《子育て支援センター わかあゆ》に支援の申し込みをします。
↓
- ②「おねがい会員」の支援内容にあった「まかせて会員」を選考し、子育て支援センターの職員が連絡をとります。
↓
- ③「まかせて会員」が決まったら、「おねがい会員」に、子育て支援センターの職員から連絡します。
↓
- ④「まかせて会員」と「おねがい会員」は支援活動の内容・時間等について、事前に面接を行い、両者合意の上で支援活動の実施を決定します。
↓
- ⑤支援活動の実施
↓
- ⑥「まかせて会員」は『支援活動報告書』に記入し、「おねがい会員」の確認を受けます。「おねがい会員」は料金と実費（実費相当額）を直接「まかせて会員」に支払います。
↓
- ⑦「まかせて会員」は、『支援活動報告書』を速やかに事務局へ提出します。

7. 料金について

- ①「おねがい会員」は、子ども1人につき、次の表の活動日及び活動時間帯に応じた報酬額に実費（実費相当額）を合わせて「まかせて会員」に支払います。

活動日・時間帯	報酬額（1時間あたり）
月曜日から金曜日の 午前7時から午後7時まで（祝日除く）	600円
土・日・祝日及び上記以外の時間帯	700円

- ②支援時間は、「まかせて会員」が支援活動を開始した時間から、「おねがい会員」（「おねがい会員」が指定した者）へ子どもを引き渡すまでの時間です。
- ③支援活動の開始から最初の1時間は、1時間に満たない場合であっても1時間とみなします。支援活動が1時間を超えた場合、30分以下は報酬額の半額とし、30分を超え1時間までは、1時間の報酬額とします。
- ④「おねがい会員」が予約していた支援活動の実施を取り消した場合は、次のとおりとします。
- (1) 前日までの取消し ----- 無料
 - (2) 当日取消し ----- 予約時間に係る報酬額の半額
 - (3) 無断取消し ----- 予約時間に係る報酬額の全額
- ⑤子どもの送迎は支援活動の時間に含まれ、交通費、食事代（ミルク代を含む）、おやつ代等については、「おねがい会員」が実費（実費相当額）を負担することとします。また、「おねがい会員」が特定のものを希望する場合は「おねがい会員」が用意することとします。

8. 補償保険制度について

会員は万一の事故等に備えるため、「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入します。保険料については、那珂川町が負担します。

9. 連絡先

那珂川町子育て支援センター わかあゆ
〒324-0501 那珂川町小川2814番地1
TEL：0287-96-5223 FAX：0287-96-5223
E-mail：kosodatewa@town.tochigi-nakagawa.lg.jp